

市民の皆さんの命と暮らしを守ります

市が行っている

主なクマ対策



■付近の学校などへの情報提供や警戒パトロールの実施

市街地でのクマの目撃情報があった場合には、深夜、早朝、休日を問わずまずは市の担当者が現場へ向かい現地の確認を行っています。また、警察や消防、花巻市有害鳥獣被害対策実施隊など関係機関と連携し、次のような対応を行っています。

- 。付近の保育施設、学童クラブ、学校、自治会、近隣施設などへの情報提供
- 。広範囲の警戒パトロール
- 。通学路などへの立哨（りっしょう）立って見張ること

※通学路などでクマの出没があった場合は立哨を行わず、保護者の皆さんに車による子どもの送迎を依頼（送迎が難しい家庭については、市の費用負担でタクシーによる送迎を実施）すること

る送迎を実施）することを原則とします

- 。広報車による広報活動
- 。市ホームページ、SNS（ライン、フェイスブック、エックス）、いわてモバイルメール、エフエム・ワン、東和有線放送などによる情報発信

いわてモバイルメール、ラインでは市に寄せられた全てのクマの目撃・出没情報（日時や場所など）を受け取ることができま



▲いわてモバイルメール



▲ライン

■市民の皆さんにお願いしたいこと

7月からはクマの繁殖期かつ親離れの時期で、クマの動きが活発になります。また、本年は一昨年度同様、クマの餌となるブナの実（ドングリ）が大凶作であるとの見通しから、秋にかけてさらに活発な動きが予想されます。特に次の点についてご協力をお願いします。

クマに遭わないために

- 。クマの行動が特に活発な朝夕や霧が出ているときの不要不急の外出は控え、できるだけ車を使うこと
- 。農作業などで活動する際はラジオなど音の出るものを携帯し、クマに人間の存在をアピールすること
- 。クマの誘引物となる生ごみなどを屋外に放置しないこと
- 。クマが建物内に侵入しないよう、クマの餌となる米や飼料を保管している建物、自宅の玄関や勝手口の施錠など戸締りを必ず行うこと

クマに遭ってしまったら

。急に立ち上がったたり大声をあげたり、

クマと遭ってしまった場合の対策として万全なものはありません。何よりもクマに遭わないようにすることが大切です。

■市内全小中学校へ「クマよけベル」を配布

市内全ての小中学生が「クマよけベル」を身に付けられるよう、市教育委員会から市内全小中学生に対し、児童・生徒全員分のクマよけベルを配布しました。



■保護者の皆さんに車による子どもの送迎を依頼

クマが市街地などに出没して危険だと考えられる場合にはその情報を保護者の皆さんへ伝え、その上で、子どもたちが安全に登下校できるよう保護者の皆さんに自家用車など車による送迎をお願いしています。送迎が難しい家庭については、市の費用負担でタクシーによる送迎を行っています。

※市や学校から保護者の皆さんに車による子どもの送迎の依頼があった場合には、危険ですので、子どもたちの徒歩や自転車での登下校は控えるよう徹底をよろしくお願いします。また、保護者の皆さんも送迎の際にはクマの出没に十分ご注意ください

■AIカメラなどで警備体制を強化



▲市内に設置したAIカメラが捉えたクマ

市では、人の日常生活圏などでクマが出没した場合に、その動きを監視するため、山から市街地への侵入経路と考えられる場所などへAI（人工知能）カメラを設置しています。AIカメラがクマを検知すると、市の担当者のスマートフォンへ撮影データが即時に送信されるため、クマの早期発見や早期追いつめ、適切な場所へのわなの設置などが可能です。

AIカメラは60台保有しておりますが、クマの出没などに対してより迅速に対応できるよう、8月1日の市議会臨時会に新たに20台を購入する補正予算を提案します。

また専門家によると、クマは山から水路をたどって里に下りてくるとされており、クマの移動経路と思われる河川敷やクマが隠れる可能性のあるやぶなどの伐木について国および県に協力要請し実施いただくとともに、市では市管理の河川や河川敷、河岸段丘の草刈りを実施しています。

※紹介したクマ対策などは数多くある対策の中の一部です。そのほかの対策などについて詳しくは、市ホームページをご覧ください



市では、クマなどによる人的被害や農作物被害を防ぐためさまざまな補助制度を設けています。

放任果樹の伐採

■対象 市内の土地を所有または管理している人

■対象経費 市内のカキやクリの木の伐採にかかる費用
※幹の太さが9センチ以上の木が補助の対象です

■補助額
。業者に委託する場合：対象経費の2分の1以内（1本当たり15万円を上限）
。それ以外：1本当たり2千円

電気柵の購入

■対象 次のいずれかを満たす人
。市内の土地を所有または管理している人
。本市に隣接する市町の土地を

所有または管理している市内在住の人

■対象経費 電気柵の購入にかかる費用（設置費用などを除く）

■補助額
。団体（土地の所有者が3人以上）の場合：対象経費の4分の3以内（補助上限額なし）
。団体以外の場合：対象経費の3分の2以内（補助上限額なし）

ガンロッカー、装弾ロッカーの購入

■対象 狩猟免許を所有する市内在住の人

■補助額
。ガンロッカー：対象経費の2分の1以内（上限3万円）
。装弾ロッカー：対象経費の2分の1以内（上限2万円）

狩猟免許の取得

■対象 新たに狩猟免許試験に合格した人

■対象経費 狩猟免許の申請などにかかる費用
■補助額 対象経費の2分の1以内（新規取得した狩猟免許の種類数に5200円を乗じた額が上限）